

分野別計画

第3章

人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた
魅力あるまち

—都市基盤・生活基盤—



川越駅南大塚線

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
第1節 都市の魅力の創出

章	節	施策	施策の名称
3	- 1	- 1	計画的なまちづくり

施策の指標

項目	現状値 (H21 年度)	目標年	目標値
地区計画（地区数）	12	H27 年度	16

(年度又は年度末の値)

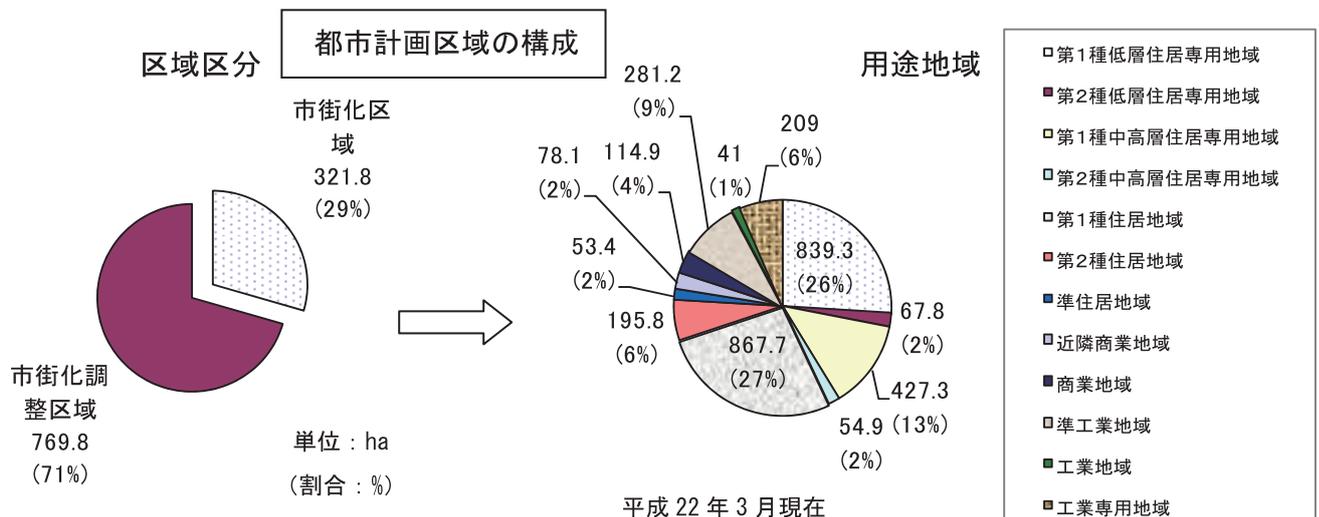
現状と課題

これまでのまちづくりは、人口増加、経済成長を前提とした開発・誘導に重点が置かれてきましたが、少子高齢化社会を迎え、環境に対する問題が提起される中、求められる都市の将来像は大きく変わってきています。今後は、成長・拡大のまちづくりから、さまざまな都市機能がコンパクトに集約した、人と環境にやさしく、過度に車に依存しない都市構造の実現が求められています。

本市では、市民が豊かで暮らしやすい都市空間の実現に向けて、これまでに各種事業を推進してきました。また、平成21年7月には、社会経済情勢の大きな変化を踏まえて、将来を展望した総合的なまちづくりを推進するため、「川越市都市計画マスタープラン」を改定しました。「川越市都市計画マスタープラン」の実現には、市民、事業者、市が目指すべき将来都市像を共有し、各々が適切な役割分担のもとに「協働」によるまちづくりを行うことが重要です。

今後は、そのしくみとなる「(仮称)まちづくり条例」の制定を進めていく必要があります。

また、人と環境にやさしいまちづくりを推進するために、ユニバーサルデザイン(*1)の考え方をまちづくりに生かすとともに、各事業の推進に当たっては、環境負荷の軽減に努めながら実効性を加味した優先順位を検討し、効率的に施策を展開する必要があります。



施策の推進

1 計画的なまちづくりの推進

- ① 「川越市都市計画マスタープラン」や「川越市緑の基本計画」等の個別計画に基づき、人と環境にやさしい総合的なまちづくりを推進します。
- ② 地域の特徴あるまちづくりを市民とともに推進するため、市民の声をまちづくりに反映させるしくみとなる「(仮称)まちづくり条例」の制定を進めるとともに、各種のまちづくり手法を検討します。
- ③ 全ての人にとって快適なまちを目指し、ユニバーサルデザインの考え方を明らかにし、この考え方を基本としたまちづくりを進めます。
- ④ 都市機能の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

2 総合的な土地利用

- ① 市街化区域及び市街化調整区域の区分、用途地域(*2)等の地域地区に基づく規制や誘導により良好な都市環境の整備を図ります。
- ② 保全すべき農地、樹林地等を除く市街化調整区域の土地については、地域の特性に合った土地利用を検討します。
- ③ 市街化区域内の農地については生産緑地地区を除いて適正な土地利用を誘導します。生産緑地地区については、都市における良好な生活環境を確保するための農地として保全に努めるとともに、市民農園の活用方法についても検討します。
- ④ 地区計画などの地区の特性に合ったルールづくりを進め、良好な環境の整備や保全を図ります。

3 新たな拠点の整備

- ① 周辺環境と調和した工業用地の確保を図ります。
- ② 圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区については、将来の土地利用動向を適切に見極めながら、鶴ヶ島市、日高市と協力して自然や景観との調和を図り、圏央道の整備効果を生かした土地利用を検討します。
- ③ 土地利用転換想定箇所については、周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。

4 地籍調査・町名地番整理の推進

- ① 「国土調査事業十箇年計画」に基づき、計画的に地籍調査を推進します。
- ② 市民との協働によって町名地番の整理を推進します。

【指標解説】

- 地区計画（地区数）：良好な都市環境を誘導するため、地区の特性に応じて建築制限等を地区計画で定めた地区数です。

【用語解説】

- *1 ユニバーサルデザイン：全ての人にできるだけ利用可能であるように配慮したデザインや考えを言います。
- *2 用途地域：「都市計画法」に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の総称です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第1節 都市の魅力の創出

章	節	施策	施策の名称
3	- 1	- 2	都市拠点の整備

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
主要駅間の乗換所要時間（分）	11	H27年度	5

（年度又は年度末の値）

現状と課題

中心市街地は商業・業務の拠点として多様な機能を持ち、都市の中で重要な役割を果たしています。

本市では、川越駅東口の市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、商業・業務地、住宅地等の都市基盤の整備を推進してきました。これらは、埼玉県南西部地域の中核都市としての拠点性の向上や良好な住環境整備に一定の効果을上げてきましたが、川越駅西口周辺地区については駅前広場の再整備や幹線道路の整備など更なる充実が求められています。

また、市街地北部の歴史的町並みが残る地区については、城下町の面影を残す蔵造りの町並みとして県内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せていますが、古くから町並みが形成されたことや高度成長期の急激な発展により、基盤整備は十分ではありません。

これを受け、市街地の交通渋滞やまちなかの回遊性の改善を図るとともに、安全・安心で快適な市街地形成や地域の特性に応じたまちづくりに向けて、施策の選択と集中による適切な基盤整備が求められています。

このような中、三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）とその周辺については、都市機能がコンパクトに集積し、都市の魅力を創出するにぎわいある拠点都市としての充実や、商業などの活性化を目指すとともに、歴史的町並み地区については、歩行者の安全を確保する歩行者ネットワークを強化していく必要があります。

特に、川越駅西口周辺地区については、業務施設集積地区としての整備や地域振興ふれあい拠点施設の建設などを中心とした、本市の新しい拠点としてのまちづくりを総合的に推進する必要があります。

施策の推進

1 中心市街地活性化基本計画の推進

- ① 計画で定められた区域を対象に、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進します。

2 三駅連携強化の推進

- ① 川越駅西口周辺地区は、埼玉県南西部地域の拠点都市や業務施設集積地区として多様な機能の集積を図るとともに、土地区画整理事業、幹線道路整備及び駅前広場の再整備などの基盤整備を推進します。また、鉄道の立体化等と併せた周辺地区との整備の検討を行うとともに、土地の高度利用や交通渋滞の緩和を図り、周辺地域と連携した広域拠点の形成を目指します。
- ② 本川越駅周辺地区は、本川越駅の西口開設を含む駅前広場の整備により、にぎわいを創出するとともに、川越市駅との乗換所要時間の短縮を図ります。また、新富町周辺については、市街地の活性化や防災機能の向上等を図るため、(仮称)東西連絡道路の整備を推進します。
- ③ 川越市駅周辺地区は、都市計画道路整備と併せた駅前広場整備や、橋上駅舎化による西口開設を推進し、駅利用者の利便性、安全性の向上を図るとともに、周辺地域と連続性のあるまちづくりを進めます。

3 中央通り地区の整備

- ① 本川越駅から歴史的町並み地区までの整備を推進し、商店街の活性化や歩行者空間の確保を図ります。

4 歴史的町並み地区の整備

- ① 伝統的建造物の保全・活用を図るとともに、周辺の歩行者空間の環境改善を図るため道路整備事業(歴みち)(*1)を推進します。

【指標解説】

- 主要駅間の乗換所要時間：川越市駅と本川越駅間における乗り換えに要する時間を示すものです。

【用語解説】

- *1 歴みち：歴史的地区環境整備街路事業の略称です。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る総合的な街路整備を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第1節 都市の魅力の創出

章	節	施策	施策の名称
3	- 1	- 3	地域生活拠点の整備

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
土地区画整理事業施行率(%)	16.7	H27年度	18

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市の中心市街地周辺地域においては、昭和40年代以降、急速な人口増加に伴う開発行為等により、都市基盤が整わないまま市街地化が進行しました。また、地域生活の拠点となる各鉄道駅周辺においても、駅前広場等の整備が十分でなく、交通結節点(*1)としての機能が不足しています。

このため、市民が安全に安心して暮らせる良好な住環境を備えた住宅地の整備や、利用者の安全性及び利便性に配慮した機能的な鉄道駅周辺の整備が必要とされています。

市ではこうした現状を踏まえ、健全な市街地としての整備が必要な地域において、土地区画整理事業等による整備を推進してきました。また、鉄道駅周辺においても、各鉄道事業者や関係者と協議をしながら、地域生活の拠点として必要となる都市基盤の整備を推進してきました。

一方、都市計画決定から長期間を経過している地域においては、実効性を考慮し、地域の実情に応じた整備について、整備手法の見直しを含めて検討してきました。

しかし、社会情勢の移り変わりから、地域生活拠点に求められる整備も変化してきていることや、宅地化等の進行によって、従来のおり土地区画整理事業等を推進していくことが困難になっている地域もあることから、その地域の特性や実情に応じた整備について、きめ細かく検討していく必要があります。併せて、都市基盤整備事業の特性上、関係者の理解と協力を得ながら、事業を推進していくことが重要です。

施策の推進

1 拠点の整備

- ① 地域生活の拠点となる各鉄道駅周辺地区（高階地区、霞ヶ関地区、南古谷駅周辺地区）については、道路及び駅前広場等の拠点性を高めるような都市基盤整備を検討し、併せて周辺の道路網を含む面的整備の検討を進め、地域の活性化と安全で快適な住環境の拡充を図ります。

2 住宅地の整備

- ① 健全な市街地としての整備が必要な地域については、災害に強く快適なゆとりある住環境の拡充を図るため、土地区画整理事業等による整備を検討するとともに、地域の特性や実情に応じた整備について検討を進めます。

土地区画整理事業一覧表

(平成22年3月現在)

地区名称	面積 (ha)	施行(事業計画)年度	施行主体	地区名称	面積 (ha)	施行(事業計画)年度	施行主体
川越狭山工業開発	118.0 (川越分)	昭和37～ 昭和41	埼玉県	富士見	28.7 (川越分)	昭和48～ 昭和59	公団
藤間	55.5	昭和38～ 昭和42	組合	川越鶴ヶ島	68.7 (川越分)	昭和51～ 平成2	公団
藤間第二	15.2	昭和41～ 昭和46	組合	霞ヶ関	69.8	昭和58～ 平成8	公団
高階第一	46.1	昭和43～ 昭和53	川越市	大塚新田	12.1	昭和61～ 平成6	組合
並木	8.7	昭和46～ 昭和52	組合	豊田新田農住組合	2.3	平成6～ 平成10	共同
的場	34.2	昭和46～ 昭和53	組合	藤木	12.0	平成7～ 平成17	組合
川越駅西口(第1工区)	10.0	昭和45～ 昭和52	川越市	大塚新田第二	27.9	平成8～ 平成22	組合
川越駅西口(第2工区)	6.2	昭和45～ 平成23	川越市	笠幡東前原	2.5	平成8～ 平成11	組合
並木西田	9.5	昭和54～ 昭和60	組合	岸町三丁目	1.7	平成11～ 平成16	組合
的場新町	7.0	昭和56～ 昭和63	組合	中央通り沿道街区	1.5	平成19～ 平成27	川越市

【指標解説】

- 土地区画整理事業施行率：土地区画整理事業施行面積の市街化区域面積に対する割合です。

【用語解説】

- *1 交通結節点：鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
第1節 都市の魅力の創出

章	節	施策	施策の名称
3	- 1	- 4	景観に配慮したまちづくり

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
都市景観形成地域指定数（地域）	3	H27年度	4
都市景観重要建築物等指定数（件）	69	H27年度	80

（年度又は年度末の値）

現状と課題

本市では、平成元年に「川越市都市景観条例」を施行して以来、大規模建築物等の届出制度や、都市景観形成地域（*1）の指定、都市景観重要建築物等（*2）の指定などを通して、都市景観の形成に努めてきました。また、本市における地区独自のまちづくり活動は、単なる景観誘導の措置ではなく、多様な主体に積極的な働きかけを行い魅力的な空間を持続的に創り上げる、住民主導の都市デザインとして全国的な評価を得ています。更に、都市デザインの普及を図るため、都市景観シンポジウム、かわごえ都市景観表彰、川越景観百選めぐりなどを実施し、広く市民に啓発を行っています。

魅力ある景観の形成については、平成16年度に「景観法」が制定されて以来、国の重要な施策に位置付けられてきており、今後「景観法」に基づく条例の改正を行い、更なる都市景観の形成に努めるとともに、地区それぞれの個性・魅力を維持向上するため「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」をはじめとする法律に基づく景観整備手法の早期確立が求められています。また、都市デザインは持続的なまちづくり活動であり、さまざまな啓発事業や市民との協働により、景観に配慮したまちづくりの大切さを広めていく必要があります。

「川越市屋外広告物条例」の運用については、これまで違反是正指導や簡易除却制度等により取り締まりの強化を進めてきましたが、今後についても適正な屋外広告物の掲出を促すことにより、安全で快適な都市景観の形成を目指す必要があります。

景観の基準が定められている地区（平成21年）

重要伝統的建造物群保存地区	川越市川越伝統的建造物群保存地区
自主協定	町づくり規範に関する協定（一番街商店街）、新富町まちづくり協定（新富町）、大正浪漫のまちづくり協定（大正浪漫夢通り商店街）
都市景観形成地域	川越駅西口都市景観形成地域、川越十ヵ町地区都市景観形成地域、クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域

施策の推進

1 歴史的地区の整備

- ① 「景観法」に基づく景観計画により、景観形成重点区域(*3)を定め、基準の運用を通して歴史的風致(*4)の維持向上を目指して整備を図ります。
- ② 都市景観重要建築物等の指定を推進し、これを契機としたまちづくりの施策を行うことにより、特徴ある町並みの形成を図ります。

2 都市デザインの推進

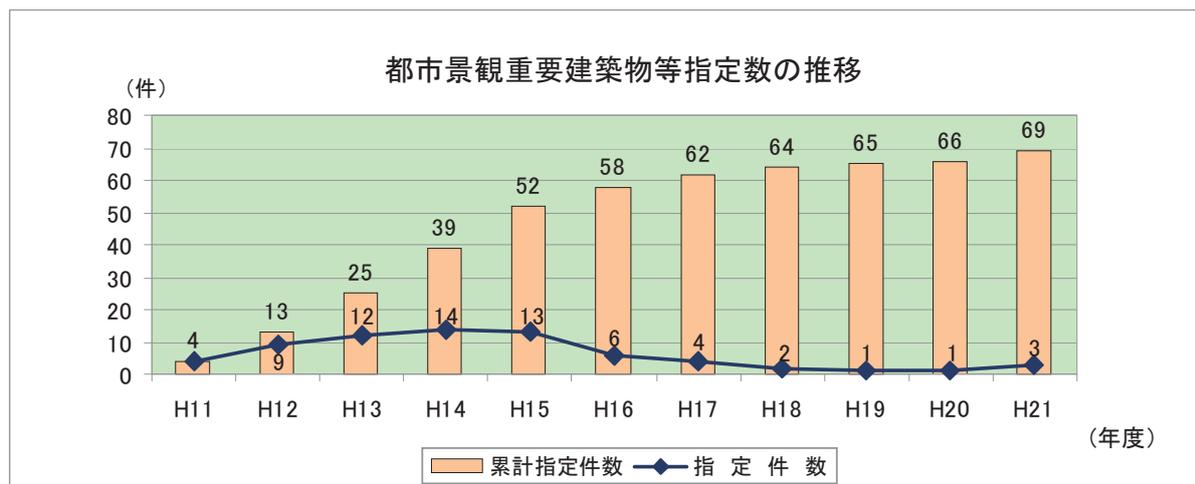
- ① 「景観法」に基づく景観計画により、基準の運用を通して魅力ある都市景観の整備を図ります。
- ② 公共施設の建設に当たっては、地域の歴史や文化、まちづくり活動等に配慮した都市デザイン整備に努め、良好な都市景観の創出を目指します。

3 都市デザインの啓発、普及

- ① 良好な都市景観の形成を図る上では、市民一人ひとりが関心を持ち、主体的にまちづくりに関わっていくきっかけが重要であるため、市民意識の啓発及び情報等の提供を推進します。

4 屋外広告物の適正化

- ① 良好な都市景観の形成と安全性を確保するため、屋外広告物の適正な掲出が図られるように推進します。



【指標解説】

- 都市景観形成地域指定数：良好な都市景観を形成するために指定された地区数です。
- 都市景観重要建築物等指定数：指定された都市景観重要建築物等の件数です。

【用語解説】

- *1 都市景観形成地域：「川越市都市景観条例」に基づき、歴史や自然など川越らしい特色を表した都市景観を形成している地域を地域住民の合意を得て指定し、建築行為等に対して届出を義務付けることにより、魅力あふれる快適な都市の実現を目指す地域です。
- *2 都市景観重要建築物等：「川越市都市景観条例」に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等のことです。所有者等の同意を得て指定をすることにより、保全を図ります。
- *3 景観形成重点区域：景観計画により、重点的に景観形成を図る必要があるエリアとして、個別の整備方針や、行為の制限を定める区域を言います。
- *4 歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第2節 交通ネットワークの構築

章	節	施策	施策の名称
3	- 2	- 1	道路交通体系の整備

施策の指標

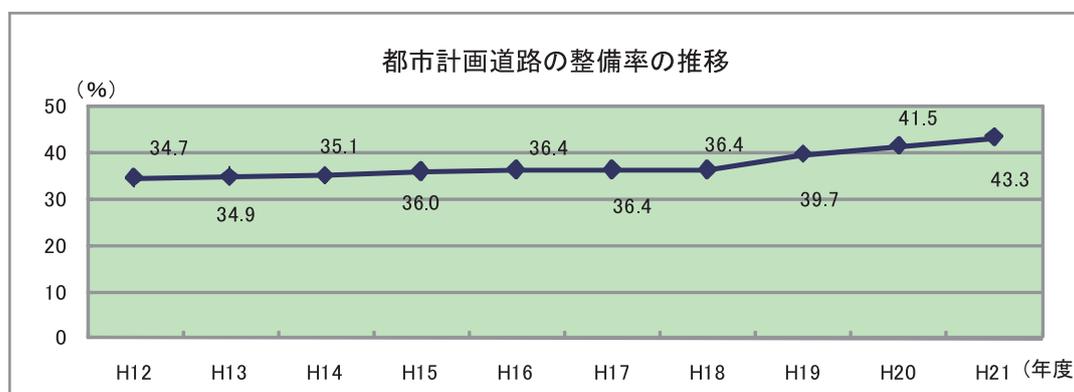
項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
都市計画道路の整備率 (%)	43.3	H27年度	48.0以上
生活道路の改良延長 (m)	81,081	H27年度	95,000以上

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市は、埼玉県南西部地域における中核的な都市として、都市間の連携や高速道路へのアクセス機能を持つ広域幹線道路の整備を促進しています。中でも川越北環状線については、施行主体である埼玉県と連携し、平成20年3月から一部供用を開始し、未供用区間も引き続き整備を行っています。また、交通渋滞の緩和に向けた取組では、国道254号の氷川町交差点を中心とした区間で、埼玉県が重点的に事業を実施しています。

本市としても、市街地における都市計画道路等の幹線道路整備に取り組んできましたが、都市計画道路の整備水準は依然として低く、引き続き道路交通網の機能強化を図る必要があります。特に中心市街地及びその周辺部における交通渋滞の緩和と歩行者の安全性確保が課題となっています。また、市内の各地域を連携する幹線道路や橋りょうの整備、日常生活を支える生活道路や通学路の整備を進めるとともに、既存道路における舗装面の打ち替えや側溝整備、橋りょうの調査や維持補修等も計画的に推進し、道路交通の安全確保と生活環境の維持・改善を図る必要があります。



施策の推進

1 都市活動を支える広域幹線道路の整備

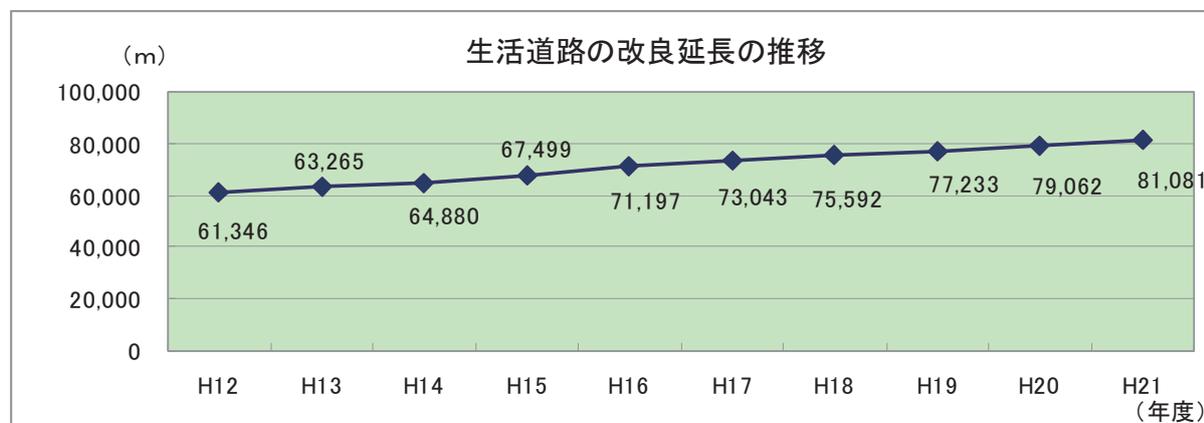
- ① 広域道路網の充実を図り、都市間の連携やバイパス機能及び高速道路へのアクセス等を強化するため、道路、橋りょうを整備し、更に川越北環状線や坂戸東川越線等の整備を引き続き促進します。
- ② 国県道における渋滞交差点の改良を促進し、交通の安全と円滑化を確保するよう努めます。

2 地域の活動を豊かにする幹線道路の整備

- ① 計画的なまちづくりを推進し有効な土地利用を図るため、市街地における都市計画道路を整備するとともに、都市計画道路の見直しと実現可能な道路網の検討を進めます。
- ② 市内の各地域を連携する幹線道路や橋りょうの整備を費用対効果、歩行者の安全等を考慮しながら計画的に進めます。

3 安全で人にやさしい生活道路の整備

- ① 市民生活に密着した生活道路は、幹線道路整備と整合を図り、住民との合意形成を行いながら効果的に整備するとともに、通学路の整備についても積極的に推進します。
- ② 安全で快適な道路環境の確保のため、道路の適正な維持管理に努めます。



【指標解説】

- **都市計画道路の整備率**：整備済みの都市計画道路延長が市内の都市計画道路の総延長に占める割合です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
第2節 交通ネットワークの構築

章	節	施策	施策の名称
3	- 2	- 2	交通円滑化方策の推進

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
自転車専用通行帯の設置数(箇所)	4	H27年度	8
交差点改良の着手数(箇所)	—	H27年度	7

(年度又は年度末の値)

現状と課題

交通手段には、自動車をはじめ鉄道、バスなどの公共交通機関や自転車などさまざまなものがあります。しかし、自動車の持つ利便性により自動車交通の占める割合が高くなり、交通渋滞や環境問題などさまざまな問題が生じています。また、観光客などの増加に伴い市内へ流入する車が増加し、駐車場不足による交通渋滞も発生しています。

本市では、交通円滑化施策としてパークアンドライド(*1)及びレンタサイクルなどの社会実験を実施しました。更に、北部中心市街地の町並み保全と連携した交通対策を検討するため「川越・一番街周辺交通社会実験」を実施し、一番街の一方通行と通行止め、郊外型駐車場を活用したパークアンドライドなどの交通施策を試験的に行い、一番街とその周辺に与える影響を調査しました。

また、道路整備に合わせて自転車専用通行帯等を整備し、自転車利用の促進を図りました。

今後は、自動車への過度な依存を見直し、公共交通機関や自転車の利用促進による交通手段の分散化や、それぞれの交通機関の利便性の向上とネットワーク化を図るなど交通需要マネジメント(*2)施策を推進していく必要があります。また、市街地への自動車流入を抑制するための郊外型駐車場の整備とそれに伴うパークアンドライドや、適切な交通規制の検討を行うとともに交差点改良や他の交通施策も合わせて進めていく必要があります。

施策の推進

1 交通需要マネジメントの推進

- ① 交通渋滞の緩和と安全の確保を図るため、パークアンドライドの実施による中心市街地へ流入する交通量の抑制や、公共交通機関の利用促進、適切な交通規制の検討など、交通需要マネジメント施策を推進します。
- ② 自動車交通量を抑制するため自転車の利用を促進するとともに、既存の道路の使い方を工夫するなど、自転車を安心して利用できる自転車専用通行帯等の整備を検討します。
- ③ 市街地における道路交通の現状と特性を把握し、計画的に交通渋滞の要因と考えられる交差点の改良や必要な道路の整備を図ります。

2 駐車場の整備

- ① 駅周辺や商店街など商業・業務機能の集積した地域に対しては、必要に応じて駐車場の整備を図るとともに、観光客などのために郊外型駐車場の整備を推進します。

【指標解説】

- **交差点改良の着手数**：市街地における交通円滑化に必要な交差点について、道路管理者である国や県と調整し、本計画期間内に改良事業等に着手した箇所数です。

【用語解説】

- *1 **パークアンドライド**：市街地中心部への流入交通量を減らすことを目的に、郊外や周辺部の公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設け、マイカーから公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステムです。
- *2 **交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）**：道路交通混雑の解消及び緩和を図ることを目的に、自動車交通を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化等、需要の調整を図る施策の総称です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
第2節 交通ネットワークの構築

章	節	施策	施策の名称
3	- 2	- 3	公共交通機関の充実

施策の指標

項目	現状値 (H21 年度)	目標年	目標値
ノンステップバスの導入率 (%)	81.6	H27 年度	90.0
路線バスの1日平均利用者数 (人)	21,753 (H20 年度)	H27 年度	23,000

(年度又は年度末の値)

現状と課題

鉄道やバスなどの公共交通機関は、通勤通学や高齢化の進展に伴う市民の足として、その必要性は高まってきています。しかし、鉄道輸送については平成7年頃をピークに乗降客の減少が続いており、現状においても横ばい又は微減傾向にあります。また、路線バスについても乗降客の減少が続いています。

鉄道輸送については、東武鉄道等の関係機関に働きかけ、平成20年6月に東武東上線と副都心線の相互乗り入れが開始されました。

バス輸送については、川越駅から空港線や関西方面行き的高速バスの路線の運行が開始されました。更に、関越自動車道上の未使用の停留所施設を整備し「川越的場」停留所を活用した上信越・北陸方面へ的高速バス路線の運行が開始されました。また、市内循環バス「川越シャトル」は平成18年12月に路線変更を実施し、総合福祉センターを起点とした長距離路線から駅を起点として住宅地や公共施設を結ぶ短距離路線に変更し効率のよい運行に努めました。北部中心市街地を巡る観光用の路線バスについても充実が図られ、観光客の利便性向上を図りました。

今後は、交通円滑化や環境への負荷の軽減といった観点からも、より一層の公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

また、駅施設の改善やノンステップバスの導入促進などにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関にしていく必要があります。

施策の推進

1 鉄道輸送の利便性の向上

- ① 東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化及び地下化、JR川越線の複線化を促進し、鉄道輸送力の増強及び速達性の向上を図ります。
- ② 横浜方面への利便性の向上を図るため、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線と東武東上線・副都心線との相互直通運転を促進します。また、他の路線についても動向を見極めながら既存路線との相互直通運転を促進します。
- ③ 西武鉄道の車両基地建設に伴い、安比奈線の旅客線化及び新駅の設置を促進します。
- ④ 鉄道利用者への適切な案内表示の整備を進め、鉄道とバス等公共交通機関同士又は自動車からの乗り換えを分かりやすくすることにより、市民及び来街者の円滑な移動を確保するとともに、自動車からの乗り換えを促進し、交通渋滞の緩和を図ります。
- ⑤ 駅施設等の改善を促進し、駅利用者の利便性の向上を図ります。

2 バス輸送の充実

- ① バス輸送の充実を図るため、バスの利用促進を図り利用者を増やすことで、既設路線の確保、運行本数の増加、運行時間の延長、新規路線の開設を促進します。
- ② 誰にでも分かりやすいバスの案内をするため、バスロケーションシステム(*1)を活用したバス等総合案内板の整備やバス停への上屋、駐輪場等の整備を促進するなど、利便性の向上を図ることにより、市民及び来街者の円滑な移動を確保するとともに、自動車からの乗り換えを促進し、交通渋滞の緩和を図ります。
- ③ 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地などの見直しと改善を行います。
- ④ 路線バス車両のバリアフリー化を推進するため、ノンステップバスの導入を促進します。
- ⑤ 高速バス利用者の利用促進を図るため、既設路線の運行本数の増加や新規路線の設置などを促進し、高速バスの充実を図ります。

【用語解説】

- *1 バスロケーションシステム：目的のバスの接近状況を携帯電話やパソコン、停留所標識で知らせるシステムです。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

章	節	施策	施策の名称
3	- 3	- 1	治水事業の推進

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
久保川改修事業 (%)	0	H27年度	32.3
雨水管きよ整備事業 (m)	4,426	H27年度	8,100

(年度又は年度末の値)

現状と課題

四方を河川に囲まれた本市では治水事業が重要な役割を担っていますが、近年多発する集中豪雨等により浸水被害が各地区で発生していることから、その対策が求められています。

治水事業の促進については、国土交通省の「入間川・越辺川等緊急対策事業」における「入間川築堤改修事業」や荒川における「さいたま築堤整備事業」などにより水害を軽減するための築堤事業等を行っています。

埼玉県では、不老川の河道改修、調節池等の整備を推進しています。また、浸水被害対策を強化するため「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を改正する準備を進めています。

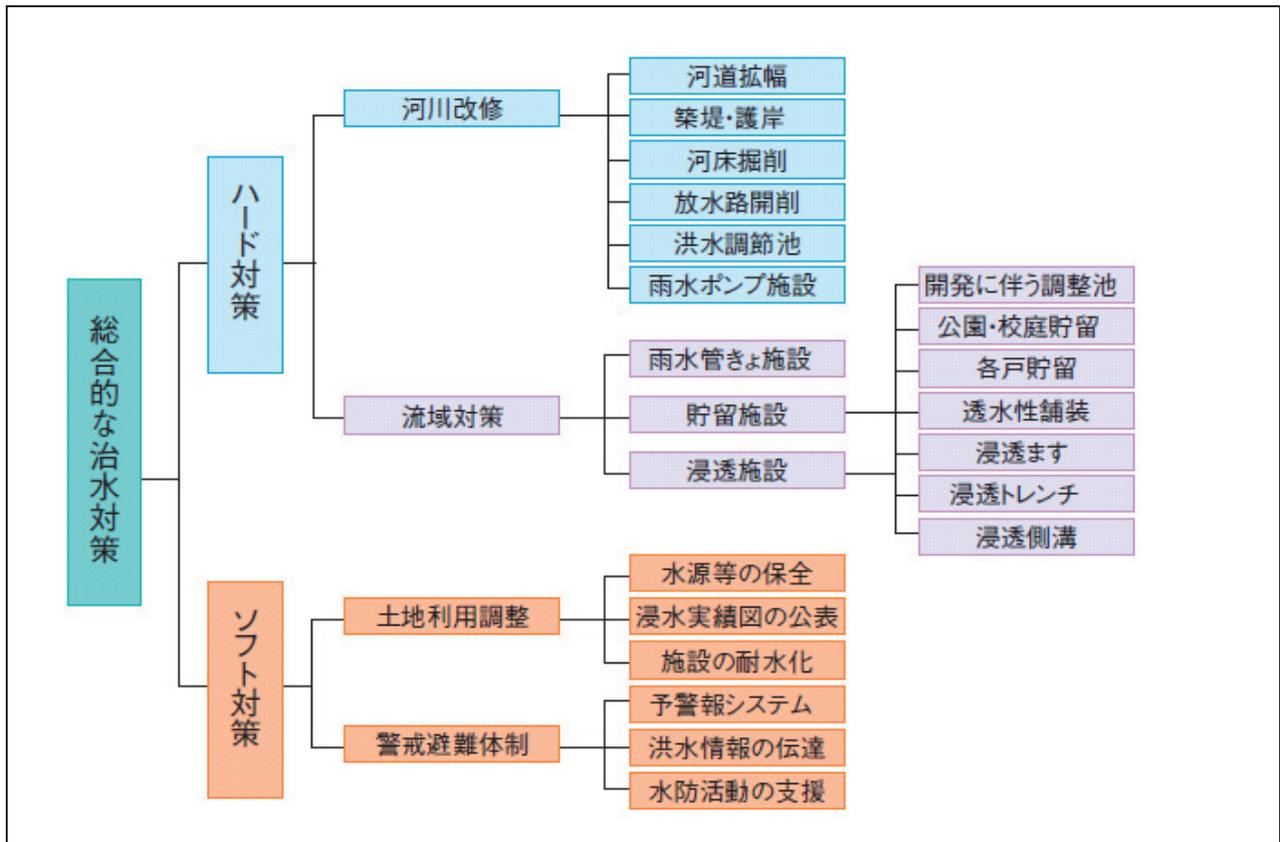
本市も、このような事業と整合を図りながら、内水排除ポンプの設置、雨水貯留槽の設置、雨水管きよ整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画的に推進してきましたが、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面なため浸水被害が発生しており、その対策が求められています。

一方、市街地では、道路や駐車場の舗装化、空き地の減少など、浸透機能が低下したことにより、集中豪雨時などにおける雨水の流出量が増大し局地的な浸水被害（都市型浸水）が頻発していることから、更なる総合治水対策が必要となっています。

施策の推進

- 1 河川整備**
- ① 久保川の河川改修を狭山市と協同して推進するとともに、準用河川及び幹線水路の河川改修、普通河川の水路整備に努めます。また、国、県及び関係市町と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を促進します。
- 2 雨水整備**
- ① 雨水排水整備計画を策定します。
- ② 浸水被害の対策として、雨水の放流先である河川の改修と整合を図り、雨水管きよや雨水ポンプ場の整備を計画的に推進します。
- ③ 近年の集中豪雨等により市街地で局地的に発生している浸水を防止するため、雨水を一時貯留する施設の設置を計画的に推進します。
- 3 雨水の有効利用の促進**
- ① 公共施設に雨水利用タンクを設置します。
- ② 住宅の屋根に降った雨水を貯留する施設や浸透させる施設に対する補助金を交付し、下水道管きよへの雨水の一時的な流出抑制対策を図るとともに、雨水の有効利用を促進します。

総合治水対策の概念図



【指標解説】

- 久保川改修事業：(久保川整備済み延長) ÷ (久保川延長 2.48km) × 100 (%)
- 雨水管きよ整備事業：当面の浸水対策目標（主に新河岸川河川激甚災害対策特別緊急事業に対応する幹線などの主要管きよ整備目標）

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

章	節	施策	施策の名称
3	- 3	- 2	水道水の安定供給

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
有収率 (%)	92.05	H27年度	93.50
収納率 (%)	99.81	H27年度	99.90

(年度又は年度末の値)

現状と課題

水は全ての生命に欠かすことのできない大切なものであり、水道は市民生活を支える重要なライフラインです。川越市内の水道はこれまでの7次にわたる拡張事業の結果、普及率がほぼ100%に達し、市内全域に水道水を供給しています。

現在は、平成15年度から浄水場等における設備更新を実施しているほか、平成18年度からは、管路の布設や取替工事において耐震性を備えた管種を採用し、管路の耐震性強化に努めています。

また、平成17年度に「中期経営計画」(*1)を策定するとともに、平成21年度には「川越市水道ビジョン」(*2)を策定し、長期的な視点から効率的・計画的な事業経営に取り組んでいます。その他、市民サービスを充実させるために、コンビニエンスストアでの料金収納やアンケートによる市民のニーズ把握、広報紙やホームページ等を通じての財務状況やイベント情報のお知らせなど、さまざまな取組を行っています。

市内への水道水の供給をほぼ達成した現在、事業の中心は施設の維持管理に移っています。今後は更に、漏水防止による水の有効利用や老朽化施設等の更新による施設の機能維持を図るとともに、大規模災害時にも対応し得る水道施設の整備を進めることが求められています。一方で、給水収益(*3)が減少傾向にある中、施設の整備や管路の耐震化等には多額の費用が必要となります。

また、自己水源である地下水の安定確保とともに、水質管理の強化などにより、安全で安心な水道水の供給確保に努める必要があります。更に、受益と負担との均衡が取れた経営を行い、効率的・計画的な事業の推進により経営の基盤強化を図りつつ多様なニーズに対応しながら、水道水の安定供給に努めていく必要があります。

施策の推進

1 施設・設備の改修及び更新

- ① 老朽化した施設・設備の更新を計画的に実施し、水道水の安定供給に努めます。
- ② 貴重な水の有効利用の観点から漏水調査を継続して実施し、漏水の防止・早期発見に努めます。

2 災害に強い施設整備

- ① 災害時における水道水の供給を確保するため、配水池や配水管路等の耐震化の推進に努めます。

3 効率的な事業の推進

- ① 計画的・効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
- ② 快適な暮らしを支えるため、多様な顧客ニーズに対応しながら、情報提供の推進など各種サービスの向上に努めます。
- ③ コスト削減に取り組むとともに、公営企業としての独立採算制を維持するため、受益と負担との均衡が取れた経営に努めます。

有収率の推移

(%)

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
91.42	93.19	93.16	92.50	92.05

収納率の推移

(%)

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
99.87	99.83	99.86	99.87	99.81

※上記の収納率は各年度とも翌年度 9 月末日時点の数値

【指標解説】

- 有収率：各浄水場から出た水のうち、需要者から料金として徴収される水の割合です。100%に近いほど良いとされます。
- 収納率：水道料金を収納できた金額の割合です。

【用語解説】

- *1 中期経営計画：公営企業の経営健全化や効率化を推進し、計画的な事業運営を行うため、平成 17 年度から同 21 年度までを計画期間として策定された事業計画です。
- *2 川越市水道ビジョン：水道事業の将来に向けての事業運営方針を明らかにしたもので、およそ 10 箇年を計画期間としています。
- *3 給水収益：水道使用者から徴収する年間の料金の合計です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

章	節	施策	施策の名称
3	- 3	- 3	公共下水道等の整備

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
生活排水処理率 (%)	90.5	H27年度	94.2
污水管きよ改良事業 (m)	21,864	H27年度	47,100

(年度又は年度末の値)

現状と課題

市民が快適に生活する上で、生活排水施設はなくてはならない重要な施設であり、その整備促進が求められています。

市街化区域については、一部の地区を除き、公共下水道の整備により生活排水が処理されています。今後はこの未整備地区の解消とともに、老朽化した污水管きよの改良事業を計画的に推進する必要があります。

当初整備された中心市街地約827haの区域については、合流式下水道(*1)が採用されました。合流式下水道は雨水の量が増えると環境に悪影響を与えることが懸念されるため、新河岸川の水質保全の一環として、平成18年度から着手された合流式下水道の改善事業を計画的に推進することにより、さらに快適な生活環境を維持していく必要があります。

一方、市街化調整区域については、生活排水が未処理のまま用水路や排水路に流れ込み、排出先周辺や下流域に当たる地域の生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁につながる恐れがあります。こうした現状を改善するため、平成8年度から市街化調整区域における公共下水道事業、平成12年度から農業集落排水事業に着手し、これらの事業と整合を図りながら合併処理浄化槽の普及を図るなど、地域に応じた整備を進めてきました。今後も、「生活排水処理基本計画」に基づき、引き続き効率的な整備を推進していく必要があります。

平成15年度に公営企業となった公共下水道事業は、公営企業としてのサービス向上と、効率的な運営に努めてきました。今後も、経費の削減や受益者負担の適正化を図るなど、さまざまな改善策を推進していく必要があります。

施策の推進

1 生活排水施設の整備

- ① 公共下水道の汚水施設整備については、市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図る目的で、荒川右岸流域下水道区域の市街化調整区域の整備を中心に実施していきます。
- ② 農村環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、地域の特性に応じて農業集落排水整備の推進や、合併処理浄化槽の設置及び維持管理を支援します。

2 合流式下水道の改善

- ① 公共用水域の水質汚濁の改善と公衆衛生の向上を図るため、大雨の時に雨水吐口から河川に放流されている未処理下水を極力減らす対策として、一時貯留する施設の設置や、下水に含まれる汚濁物の流出を極力防止するため雨水吐口の改良等を計画的に実施していきます。

3 公共下水道施設の維持管理

- ① 老朽化した管きょ施設を改築し、排水機能の向上及び施設の保全に努めます。
- ② 下水道施設の不明水対策(*2)を推進し、経費の削減及び公衆衛生の向上に努めます。
- ③ 事業所排水の監視を強化し、下水道施設の損傷と公共用水域の水質汚濁の防止に努めます。
- ④ ポンプ場施設の維持管理を適正に行い、市民の生活環境の保全に努めます。

4 効率的な公共下水道事業の推進

- ① 公共工事コスト縮減の徹底等により経費の削減を図るとともに、事業の持続性を考慮し、下水道使用料の適正化を図り、経営の安定化に努めます。

生活排水処理率の推移 (％)

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
87.4	88.0	88.3	88.5	88.8

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
89.2	89.8	90.2	90.5	90.5

【指標解説】

- 生活排水処理率：(公共下水道処理可能人口＋農業集落排水人口＋合併処理浄化槽人口)÷行政人口×100により計算した数値です。
- 汚水管きょ改良事業：早急に改築が必要な管きょ(滝ノ下処理区)の改良事業です。

【用語解説】

- *1 合流式下水道：汚水と雨水を同一の管きょで排除する方式です。大雨の時などに汚水と雨水が混合した未処理下水が雨水吐口から河川に放流されるため、放流先の水質悪化や公衆衛生上の問題が懸念されます。
- *2 不明水対策：管きょの隙間等から浸入する地下水と雨水を減少させるための対策を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

章	節	施策	施策の名称
3	- 3	- 4	水辺と森林の整備

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
「(仮称)川越市森林公園計画」区域内公有地面積 (ha)	7.5	H27年度	11.0

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市は、荒川、入間川等の河川や伊佐沼に代表される水辺、武蔵野の面影を残す雑木林等の優れた自然を有しており、この水と緑のネットワークは、生物の生息空間、人々のやすらぎの場、良好な都市景観の構成要素として都市の豊かさを支えています。今後も適切な自然の保全や活用の方策を実施しなければ、貴重な自然が都市化の波により失われていくことが懸念されます。

本市はこれまでに、この優れた自然を地域住民の憩いの場や活動の場として活用を図るため、入間川における桜づつみモデル事業(*1)や河川敷公園をはじめとする緑地等の整備を進め、平成20年度には池辺公園を開設しました。更に、市南部に広がる樹林地については、(仮称)川越市森林公園計画地内に散策しながら自然と触れ合える憩いの場として「森のさんぽ道」の整備を進め、市民に開放しています。伊佐沼周辺地域については、伊佐沼を核とした水、花、緑のネットワークづくりのため、県が主体となって実施している「地域用水環境整備事業」により、親水護岸の整備や、水質浄化に効果のあるヨシ等を植栽し、水辺の再生を推進しています。

今後においても、本市を代表する水辺や樹林地等については、自然とのふれあいの場、憩いの場及び多様なレクリエーションの場として整備を進め、市民共有の財産として保全、活用を図る必要があります。

施策の推進

1 河川空間の活用

- ① 荒川、入間川、新河岸川等の優れた自然環境を活用して、親水公園等の整備を図ります。また、築堤工事が完了した芳野地区周辺については、入間川の広大な河川空間を利用して水辺や自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる河川敷公園の整備を推進します。

2 伊佐沼周辺の整備

- ① 「地域用水環境整備事業」の効果を踏まえて、伊佐沼周辺における水、花、緑の豊かな自然環境を活用し、市民共有の憩いの場やレクリエーションの場となる伊佐沼公園の拡張整備を推進します。

3 樹林地の整備

- ① 本市南部に広がる武蔵野の面影を残す雑木林等については、大変貴重な自然であることから保全に努めていくとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として活用を図るため、(仮称)川越市森林公園の整備を推進します。



【指標解説】

- 「(仮称)川越市森林公園計画」区域内公有地面積：(仮称)川越市森林公園用地の取得面積（川越市土地開発公社取得含む）です。

【用語解説】

- *1 桜つつみモデル事業：河川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、良好な水辺空間の整備の一環として、堤防及びその周辺の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る事業です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

章	節	施策	施策の名称
3	- 3	- 5	公園の整備と充実

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
都市公園数（箇所）	240	H27年度	280

（年度又は年度末の値）

現状と課題

都市化が進む中、都市公園等は都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等、多様なニーズに対応する市民生活に密着した都市の基盤となる施設です。また、活力のある長寿・福祉社会の形成や都市の環境問題対策などにも寄与することができ、更に、災害時には、都市の防災空間としても活用することができるなど、安全でゆとりある生活には欠かせない施設です。

現在、本市には、川越運動公園、県営川越公園をはじめとして、目的に応じたさまざまな都市公園が整備されています。近年においては仙波河岸史跡公園、高階南公共広場、スポーツパーク福原、国指定史跡河越館跡史跡公園等の整備を行い都市公園数は増加していますが、市民一人当たりの都市公園面積は県内の平均を下回っており、今後も整備を推進していくことが必要です。

特に、本市の特性である豊かな自然や歴史を生かした公園、新たなレクリエーション活動の場となる公園及び市民に身近で魅力的な公園等の整備を進めていくことが必要です。

施策の推進

1 計画的な公園の整備

① 「川越市緑の基本計画」に基づき、計画的に公園の整備を推進します。

2 自然環境の活用と整備

① 水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。

3 歴史的遺産の活用

① 本市の歴史的遺産を活用した公園の整備を推進するとともに、代表的な史跡である川越城址については、城址公園として整備を検討します。また、川越城富士見櫓の復元整備を行い観光や教育の場とします。

4 身近な活動拠点の整備

① 市民が憩いと安らぎを感じられる場所として、また、災害時の避難場所として活用できるように、街区公園等の身近な公園を積極的に整備します。

② 子どもから高齢者までが身近な場所で体力づくりや健康づくりができる公園の整備を行うとともに既設の公園に健康運動施設等の設置を図ります。

5 レクリエーション・スポーツ拠点の整備

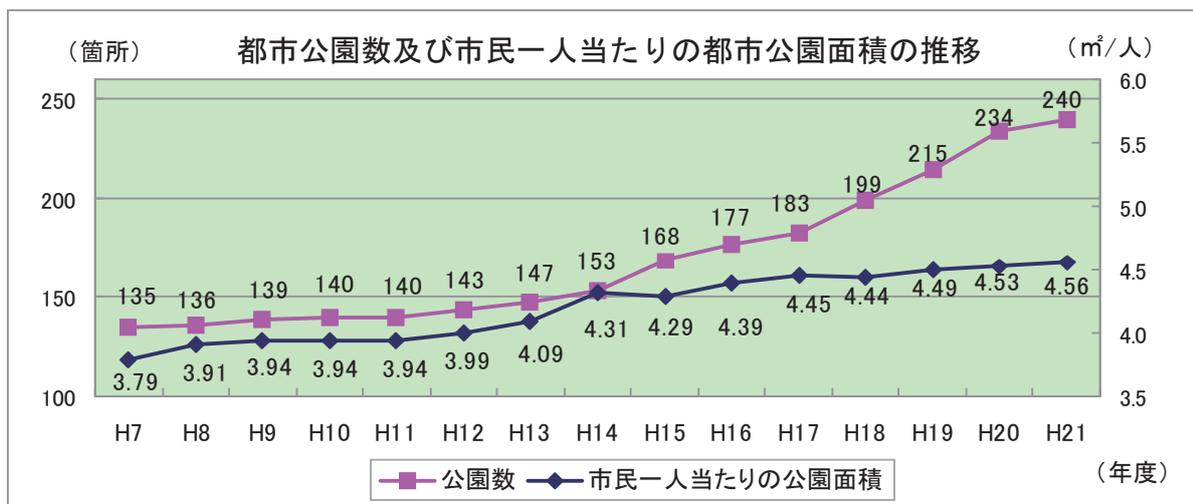
① スポーツやレクリエーション活動の拠点となる公園の整備を検討するとともに、既存の施設の更新等についても検討を進めます。

② 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、温水利用型健康運動施設(*1)を含むなぐわし公園の整備を推進します。

6 公園の適正な管理と魅力の創出

① 既設の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を行います。

② 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを推進します。



【用語解説】

*1 温水利用型健康運動施設：温水を利用した種々の軽運動を行うための施設です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
 第3節 自然と調和した基盤づくり

章	節	施策	施策の名称
3	- 3	- 6	快適な住宅・住環境の整備

施策の指標

項目	現状値 (H21年度)	目標年	目標値
市営住宅管理戸数(戸)	1,100	H27年度	1,132
高齢者世話付住宅戸数(戸)	30	H27年度	40

(年度又は年度末の値)

現状と課題

平成18年に、これまでの住宅政策の指針となっていた「住宅建設計画法」に替わって「住生活基本法」が制定され、居住ニーズが多様化・高度化している中で、住宅そのものだけでなく居住環境を含む住生活全般の質的向上を推進していくとともに、住宅を造っては壊す社会から、良いものを造って、きちんと手入れをして、長く大切に使う社会へ移行していくことが求められています。

多様化・高度化する居住ニーズへの対応は、市場による対応が最も効果的ですが、その機能が適切に発揮され、良好な住宅・住環境の維持及び形成につながるよう、必要に応じて、地区計画等の規制誘導手法の活用を検討する必要があります。

公営住宅については、これまで住宅困窮者に対する住宅セーフティネット(*1)として市営住宅を整備するとともに、老朽化した市営住宅の更新に当たり、一部を高齢者世話付住宅として30戸供給するなど、住宅困窮者の居住の安定の確保に努めてきました。

今後も、老朽化した市営住宅の更新が課題となりますが、適切な維持管理を推進し、できる限り長期的に使用することができるよう努めるとともに、建替えに当たっては、厳しい財政状況に鑑み、経済性や効率性に十分配慮し、さまざまな手法を検討する必要があります。また、今後の人口の推移、多様化する世帯構成、周辺の住環境等を踏まえ、「川越市市営住宅ストック総合活用計画」を適宜見直して、計画的に市営住宅を整備していく必要があります。

施策の推進

1 良好な住環境の整備

- ① 地区計画や住環境整備に関する制度の活用を図ります。

2 公的住宅の供給

- ① 市営住宅の建替えに当たっては、周辺の住環境に配慮した敷地の活用を図るとともに、福祉部門との連携により福祉施設等との併設・合築を検討します。

3 高齢者等への住宅支援

- ① 高齢者等の居住の安定確保に関する制度など各種の制度を活用し、高齢者等への住宅支援を行います。
- ② 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるよう、住み替え家賃の助成や高齢者住宅保証制度等の充実を図ります。



市営住宅岸町3丁目団地

【指標解説】

- 市営住宅管理戸数：本市で管理している市営住宅の戸数です。
- 高齢者世話付住宅戸数：市営住宅のうち、独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な程度の健康状態にある方（原則として60歳以上）が、自立して安心かつ快適な在宅生活を営むことができるよう、その生活を支援する生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を配置した住宅の戸数です。

【用語解説】

- *1 住宅セーフティネット：住宅市場の中で自力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるよう支援するしくみを言います。